

## 第2期川崎町事業継続支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛及び消費活動の停滞のために売上が減少した事業者等に対して支援金を交付することにより、事業継続の支援を行い、地域経済及び町民生活の安定化に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和56年川崎町規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 第2期川崎町事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和3年1月1日現在、川崎町内に事業所を有し、令和3年1月から12月までのいずれかひと月（以下「対象月」という。）における売上高が、前年比又は前々年比20%以上減少している事業者。
- (2) 直近の事業年度において、100万円以上の売上がある事業者。ただし、直近の事業年度の営業月が1年に満たない場合においては、1月当たりの売上に12を乗じて得た額が100万円以上の事業者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者に該当しないものとする。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (2) その他町長が不相当と認める場合

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者当たり10万円とする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者が法人の場合、前項の申請にあたっては、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 比較元となる月の属する事業年度の確定申告書別表1の控えの写し及び法人事業概況説明書の写し
- (2) 対象月の月間事業収入を確認することができる書類（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、

当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

(3) その他町長が必要と認める書類

3 申請者が個人の場合、第1項の申請にあたっては、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 青色申告を行っている場合は、次のアからエの全て

ア 令和2年分または令和元年分の確定申告書第1表の控えの写し及び青色申告決算書第2頁の写し

イ 対象月の月間事業収入を確認することができる書類（売上台帳、帳面その他の対象月の属する令和3年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。以下同じ。）

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次のアからエの全て

ア 令和2年分または令和元年分の確定申告書第1表の控えの写し

イ 対象月の月間事業収入を確認することができる書類

ウ その他町長が必要と認める書類

4 前項までの申請及び書類の提出は、令和4年1月31日までに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条第1項から第3項までの申請書及び証拠書類等の内容を審査の上、支援金を交付することが適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、第2期川崎町事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び額の確定)

第6条 支援金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 支援金の額の確定は、前条第1項に規定する支援金の交付の決定によりなされたものとみなす。

(支援金の返還)

第7条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 第5条第2項により付した条件に違反したとき。

(3) 修正申告等により第2条第1項の要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第8条 町長は、対象月における売上高の減少の状況を確認するため、支援金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。